

古  
代  
編



伝承

物部氏の系譜に、駿河国造らの祖として片堅石連公がみえる。

一 先代旧事本紀<sup>(1)</sup> 卷五 天孫本紀

八世孫物部武諸隅連公、新河大連之子、此連公、磯城瑞籬宮御宇天皇即位六十年、詔群臣曰、武日照命從天將來神宝、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅命、使分明檢定獻奏、復命之時、乃為大連奉齋神宮、物部胆咋宿禰女清媛為妻生一男、弟物部大小連公小市直等祖、弟物部大小木連公佐夜部直、久奴直等祖、弟物部大母隅連公矢集連等祖、已上三連公、志賀高穴穗宮御宇天皇御世、並為侍臣供奉、(中略)弟物部片堅石連公、駿河国造等祖、弟物部印岐美連公、志紀県主・遠江国造・久努直・佐夜直等祖、弟物部金弓連公、田井連・佐比連等祖、已上四連公、同朝御世並為侍臣供奉、

承 伝

八世の孫、物部武諸隅連公は新河大連の子なり。この連公は、磯城瑞籬宮御宇天皇即位六十年に群臣に詔して曰わく。武日照命は、天より將ち來れる神宝を出雲大神の宮に藏む。是れを見欲しとのたまふ。則ち矢田部造の遠祖、武諸隅命を遣わして分明に檢定め獻奏使わし復命の時、乃ち大連となし、神の宮に齋り奉る。物部胆咋宿禰の女清媛を妻となし、一男を生れませり。弟、物部大小市連公小市直等の祖なり。弟、物部大小木連公佐夜部直、久奴直等の祖なり。弟、物部大母隅連公矢集連等の祖なり。已上三連公は、志賀高穴穗宮御宇天皇の御世、並びに侍臣として供え奉る。(中略)弟、物部片堅石連公は、駿河国造等の祖なり。弟、物部印岐美連公は、志紀県主・遠江国造・久奴直・佐夜直等の祖なり。弟、物部金弓連公は、田井連・佐比連等の祖なり。已上四の連公は、同じき朝の御世、並びに侍臣として供え奉る。

(1) 古代の史書。十卷。作者不詳。神代から推古朝にいたる編年体の記事を記す。聖徳太子の撰録に仮託するが、実際は平安初期の成立。物部氏に関する記述が多い。(2) 矢を管理する物部系の伴造氏族か。天武十三年(六八四)に連姓から宿禰姓となる。『新撰姓氏録』の右京皇別上に箭集宿禰、左京神別上に矢集連がみえる。『和名抄』に駿河郡矢集郷(裾野市平松・茶畑付近に比定)がみえ、駿河国造との同族関係が注目される。三九〇四一号参照。(3) 富士市および沼津市付近を中心に、富士川以東から伊豆地域までを支配した、大化前代の地方行政官。巻十にも国造名がある。次号参照。

物部連の祖、片堅石命、成務朝に珠流河国造に任命されたと伝える。

二 先代旧事本紀 卷十 国造本紀<sup>(1)</sup>  
珠流河国造<sup>(2)</sup>

志賀高穴穗朝世<sup>(3)</sup>、以物部連祖大新川命兒片堅石命、定賜国造、

廬原国造<sup>(4)</sup>

志賀高穴穗朝代、以池田坂井君祖吉備武彦命兒思加部彦命、定賜国造、

伊豆国造<sup>(5)</sup>

神功皇后御代、物部連祖天薙神命八世孫若建命定賜国造、難波朝御世、隸駿河国、飛鳥朝御世分置如故、

珠流河国造<sup>(6)</sup>

志賀高穴穗朝世、物部連の祖大新川命の兒片堅石命をもつて、国造に定め賜る。

廬原国造

志賀高穴穗朝代、池田坂井君の祖吉備武彦命の兒思加部彦命をもつて、国造に定め賜る。

伊豆国造

神功皇后御代、物部連の祖天薙神命の八世孫若建命を、国造に定め賜る。難波朝御世、駿河国に隸う。飛鳥朝御世に分ち置くこと故の如し。

(1) 総計百三十五に及ぶ国造名を列記し、設置時期・系譜などを記す。『古事記』『日本書紀』にみえない独自の伝承が多い。国造についての基本史料。(2) 天孫本紀にみえる駿河国造と同じ。前号参照。(3) 成務天皇の時代。『古事記』『日本書紀』によれば、この天皇の時代に国造・県主を設置し、地方行政組織を整備したと伝承する。「国造本紀」でもこの御代に設置されたとする国造が多くを占めるのはこうした伝承の反映か。(4) 旧庵原郡を中心に、大井川以東、富士川以西を支配した。『古事記』孝靈段では、天皇の子日子刺肩別命(大吉備津日子の弟)を五百原(廬原)君の祖とする。(5) 氏族や古墳の分布からすれば、伊豆地域は駿河国造に從属しており、大化前代における国造の存在は疑わしい。(6) 孝徳天皇の時代、大化改新により伊豆国が駿河国に併合されたとする他の史料にはみえない。(7) 天武天皇の時代。『扶桑略記』『帝王編年記』には天武九年(六八〇)七月に駿河国の二郡(評)を分割して伊豆国を設置したと伝える。

### 安閑天皇二年(五三五)

五月九日、駿河国に稚贄屯倉を置く。

三 日本書紀<sup>(1)</sup> 安閑天皇二年五月甲寅(九日)条

甲寅、置(中略)駿河国稚贄屯倉、

するがのくに わかにのみやけ  
駿河国の稚贄屯倉を置く。

(1) 最古の正史。本文三十巻と系図一卷(現存せず)。舍人親王による編纂。神代から持統朝までを編年体で記す。養老四年成立。六国史のひとつ。(2) 皇子に対して貢納物を納めた屯倉の意か。吉田東伍『大日本地名辞書』は富士市の赤淵川を古くは生贄川といい、河口の大字鈴川付近を、いげによ 牲淵いげえということから、この付近に比定する。安閑朝に屯倉設置記事が集中する。

靈龜二年 丙辰(七一六)

五月十六日、駿河国など七か国の高麗人一七七九人を武蔵国に移住させ、高麗郡を置く。

四 続日本紀<sup>(1)</sup> 靈龜二年五月辛卯(十六日)条

辛卯、以駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七国高麗人千七百九十九人、遷于武蔵国、始置高麗郡焉、<sup>(2)</sup>

駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七国の高麗の人、千七百九十九人をもつて、武蔵国に遷して始めて高麗郡を置く。

(1)奈良時代の正史。四十巻。菅野真道・藤原継繩らによる編。延暦十六年成立。文武朝から桓武朝までを編年体で記す。六国史の二番目。奈良時代の基本史料。(2)天智七年(六六八)の高句麗滅亡以前に日本へ渡来していた人々をいう。高麗朝臣・高麗王・高麗使主・狛連・狛造などの姓が知られる。

(3)埼玉県日高市新堀に鎮座する高麗神社を中心とする地域。

養老三年 己未(七一九)

この年、駿河国から調煮堅魚を貢進する。

五 平城宮跡出土木簡

○本文は別編木簡の部に一〇号収める。

天平七年 乙亥(七三五)

十月、駿河国駿河郡柏原郷・宇良郷・古家郷などから調の荒堅魚を貢進する。

六 平城京跡出土木簡

○本文は別編木簡の部一六・二六・二八号に収める。

○口絵参照

天平九年 丁丑(七三七)

二月十八日、駿河国が進上した「正税帳」に駿河郡の倉の数や郡司の名前がみえる。

七 駿河国正税帳(天平九年) 正倉院文書正集十七

税屋参問、

都合定肆拾式間、<sup>(4)</sup> 不動穀倉廿一間、動用穀倉二間、糶倉一間、粟倉<sup>(8)</sup>

一間、額糶倉十三間、額糶税屋三間、<sup>(9)</sup> 郡司少領外従八位上壬生直信<sup>(12)</sup> 理<sup>(13)</sup>

主政无位金刺舍人祖父万侶<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>

(1) 古代律令制下で国ごとに毎年作成された田租・出挙等の年間収支報告書。駿河国については天平九年度と同十年度の断簡が現存する。(2) 奈良東大寺正倉院に伝来した古文書で、奈良時代の写経所の文書が一括して残る。それらは反故紙の裏を利用したので、紙背には律令公文書が断簡として残されている。本正税帳もその一部である。(3) 稻のみを収納する低床の倉庫で、次にみえる「倉」ほど堅牢でない。(4) 内訳

によれば屋と倉の合計数であり、税屋の項目の前に「正倉卅九間」という記載が存在したと推定される。(5) 貯積を目的とした稲穀(不動穀)を納める倉。田租が財源。(6) 主として賑給に用いられる稲穀(動用穀)を納める倉。(7) 非常用の乾飯を納める倉。(8) 飢饉のときに放出される粟を納めた倉。税の一種である義倉により集められる。(9) えいとうそう。穂首刈りされただけで、脱穀されていない稲を納める倉。出挙や種々の雑用に用いられた。(10) 律令制下、国の下に置かれた地方行政単位である郡の役人を郡司といい、そのうちの次官。(11) 律令制下の補助位階。内位に対するもので、外正五位上から外少初位下までの二十階。官位相当のない郡司や貴人の従者に与えられた。(12) 官人の序列を示す等級。正一位から少初位下までの三十階があり、この場合は上から二十五番目、下から六番目の位階。(13) みぶのあたしだり。駿河郡の有力氏族。氏族名は推古天皇の時代に定められた壬生部にちなむ。部民を在地で管理する責任者であった。天平宝字二年の平城宮出土木簡にみえる「郡司大領外正六位下生部直信陀理」と同一人物か。別編木簡の部六号参照。(14) 郡司職の判官(三等官)。(15) 正式な位階は有さないが、官人身分

として考課(勤務評定)の対象となっていることを示す。租税として労役奉仕する白丁とは区別される。(16)かなざしのとねりおおじまろ。駿河郡の郡領を世襲した有力氏族で、氏族名は欽明天皇の金刺宮に奉仕した舍人を出したことにちなむ。別編木簡の部三・八号参照。

天平年間 (七二九~七四九)

十月、駿河国駿河郡古家郷から調の荒堅魚を貢進する。

八 平城京跡出土木簡

○本文は別編木簡の部二七号に収める。

天平勝宝七年 乙未(七五五)

二月七日、防人部領使の駿河守布勢朝臣人主により進上された防人の歌二十首のうちに玉造部広目の歌がみえる。

九 万葉集<sup>(1)</sup> 卷二十 四三四三

和呂多比波 多比等於米保等 已比爾志呂 古米知夜須

良牟 和加美可奈志母

右一首、玉作部広目<sup>(2)</sup>

(中略)

二月七日、駿河国防人部領使<sup>(3)</sup>守従五位下布勢朝臣人主<sup>(4)</sup>実進九日、歌数廿首、但拙劣歌者不取載之、

吾等<sup>わらう</sup>旅は旅と思<sup>おも</sup>ほど家<sup>いひ</sup>にして子<sup>こ</sup>持<sup>め</sup>ち瘦<sup>や</sup>すらむわが妻<sup>み</sup>かなしも

右の一首は、玉作部<sup>たままつくりべのつらめ</sup>広目のなり。

(中略)

二月七日、駿河国の防人部領使<sup>さきもりがりようし</sup>の守従五位下布勢朝臣人主<sup>せのあそんひとねし まこと たてまつ</sup>に実に進る歌の数二十首。但し拙劣の歌は載せるに取らず。

(1)奈良時代の歌集。二十卷。撰者は大伴家持説もあるが不詳。成立は所収歌の最後が天平宝字三年であることからそれ以後とされる。総歌数は約四千五百首。相聞・挽歌・雑歌の



部立からなる。(2)人名は他に見えないが、『和名抄』に駿河郡玉造郷があり。当郷の出身者か。平城宮出土木簡にも玉造(部)の郷名や人名がみえる。三九一四一号・別編木簡の部七・八号参照。(3)軍団兵士のうち九州防衛を担当した防人の引率者をいい、この場合には駿河守が担当した。(4)天平勝宝四年に遣唐使の判官として入唐。帰国後、駿河守、右少弁、山陰道巡察使、右京亮、文部大輔、上総守、式部大輔、出雲守などを歴任する。生没年不詳。

天平宝字元年 丁酉(七五七) 天平勝宝九年八月十八日改元

この年、養老令を施行する。朝集使、駿河国と相模国の堺の坂より以東で駅馬に乗ることを許される。

一〇 令義解(1) 卷七 公式令

凡朝集使、東海道坂東(3)謂、駿河与相模界坂也、東山道山東野(謂、信濃国与上野界山也)、北陸道神济以北(後謂、越中与越後界河也)、山陰道出雲以北、山陽道安芸以西、南海道土左等国、及西海道、皆、乘駅馬、(4)自余各乘当国馬(謂、賃乘民間、准折雜衛、即折一日馬力、折一日人衛也、)

およそ朝集使は、東海道は坂の東(謂うところは、駿河と相模との界の坂なり)。東山道は山の東(謂うところは、信濃と上野との界の山なり)。北陸道は神济より以北(謂うところは、越中と山陰道は出雲より以北、山陽道は越後との界の河なり)。山陰道は出雲より以北、山陽道は安芸より以西、南海道は土佐等の国、および西海道は皆駅馬に乗る。自余は各当国の馬に乗れ。(謂うところは賃乘し、雜衛を准折す。すなわち、一日の馬力をもって、一日の人の衛を折するなり。)

(1)養老令の官撰注釈書。十卷三十篇。清原夏野らの編。天長十年(八三三)の成立。令本文に対する注釈も法的効力を有した。(2)国郡司の勤務評定や政務状況を都に報告する使者。持参する帳簿を朝集帳という。四度使のひとつ。(3)義解は坂東国を駿河と相模国との境とすることから足柄峠をさす。『令集解』の令釈説は須流河と桑花の境とするが、桑花の地名は不詳。「そくがら」↓「そうか」とすれば足柄の意か。(4)駅使が駅家で乗り継ぐ馬。『延喜式』兵部省によれば駿河郡内には柏原・永蔵・横走駅の三駅が置かれた。二六・三七号参照。

天平宝字二年 戊戌(七五八)

この年、駿河国駿河郡子松郷から役の荒堅魚を貢進する。

二 平城宮跡出土木簡

○本文は別編木簡の部五号に収める。

天宝宝字四年 庚子(七六〇)

十月、駿河国駿河郡古家郷から調の煮堅魚を貢進する。

三 平城宮跡出土木簡

○本文は別編木簡の部六・七号に収める。

○口絵参照

天平宝字年間 (七五七〜七六五)

これより前、駿河采女、歌に詠まれる。

二三 万葉集<sup>(1)</sup> 卷四 五〇七

駿河采女詞一首

敷細乃 枕従久々流 涙二會 浮宿乎思家類 恋乃繁爾

駿河采女の詞一首

敷<sup>しきたへ</sup>栲の枕ゆくくる涙にそ浮<sup>うまね</sup>宿をしける恋の繁<sup>しげ</sup>きに

(1)天皇に献上された地方豪族の姉妹や娘をいう。律令制下では、後宮における下級女官の名称で、主として食膳に奉仕した。古くは国造が貢進し、律令制下では兵衛とともに郡司が貢進した。奈良時代において采女に国名を付することは希であるから、この場合の駿河は郡名と考えられる。なお、平城宮出土の墨書土器に「駿河所」と記されたものがあり、当郡の采女との関係が推定される。別編墨書土器の部一号参照。

四 万葉集 卷八 一四二〇

駿河采女詞一首

沫雪香 薄太礼爾零登 見左右二 流倍散波 何物之花  
其毛

駿河采女の詞一首

沫雪かはだれに降ると見るまでに流らへ散るは何の花  
そも

天応元年 辛酉(七八一) 宝龜十二年一月一日改元

七月六日、富士山、噴火し、灰を降らせる。

一五 続日本紀 天応元年七月癸亥(六日)条

癸亥、駿河国言、富士山下雨灰、々之所及、木葉彫萎、

駿河国言す。富士山の下に灰雨れり。灰の及ぶ所、木葉、彫萎すと。

(一)正史における富士山噴火の初見記事。古代では文学作品を除けば、少なくとも六回(天応元年・延暦十九年・同二十一年・承和年中・長元五年・永保三年)ほどの噴火が確認される。一八・一九・二二・三〇・四六・四九号参照。

延暦九年 庚午(七九〇)

閏三月四日、蝦夷征討のため、三か年を限り、駿河国以東の諸国に革甲二千領を造らせる。

一六 続日本紀 延暦九年閏三月庚午(四日)条

庚午、勅、為征蝦夷、仰下諸国、令造革甲二千領、東海道駿河以東、東山道信濃以東、国別有数、限三箇年並令造訖、

勅すらく、蝦夷を征せんがため、諸国に仰せ下して、革甲二千領を造らしむ。東海道は駿河以東、東山道は信濃以東、国別に数あり。三箇年を限って並びに造らしめ訖んぬ。

(一)中華思想により畿内貴族が関東以北の住民に対して付した蔑称。毛人ともいう。その征討には東国の兵士が動員され、大きな負担となった。(二)『延喜式』兵部省の諸国器仗には

駿河国が毎年作るべき武器として甲三領・横刀三口・弓四十張・征箭四十具・胡禄四十具と規定する。

延暦十年 辛未(七九一)

四月十八日、駿河国駿河郡の大領、金刺舎人広名を国造とする。

一七 続日本紀 延暦十年四月戊申(十八日)条

戊申、駿河国駿河郡大領正六位上金刺舎人広名<sup>(1)</sup>を国造<sup>(2)</sup>、<sup>(3)</sup>

駿河国駿河郡の大領正六位上金刺舎人<sup>かなざりのとらひな</sup>広名を国造となす。

(1)郡司職の長官。(2)七号参照。(3)律令国造、新国造ともいう。大化前代の地方行政官であった国造とは異なり、祭祀を担当する。

延暦十九年 庚辰(八〇〇)

六月六日、駿河国、富士山の噴火を報告する。

一八 日本紀略<sup>(1)</sup> 延暦十九年六月癸酉(六日)条

癸酉、駿河国言、自去三月十四日、迄四月十八日、富士山嶺自焼、昼則烟気暗暝、夜則火光照天、其声若雷、灰下如雨、山下川水皆紅色也、

駿河国言<sup>もう</sup>す。去る三月十四日より四月十八日にいたる迄、富士山嶺、自焼す。昼は則ち烟気<sup>すなわ</sup>暗暝<sup>えんき</sup>にして、夜は則ち火光天を照らす。その声雷の如く、灰のふるごと雨の如し。山下川水、みな紅色なり。

(1)古代の歴史書。三十四卷。作者不詳。平安末期の成立。神代から後一条天皇の長元九年にいたる編年体の歴史書。前半は六国史の抄録、後半は日記などから編纂。当該条は『日本後紀』が現存する期間だが、記載はない。

延暦二十一年 壬午(八〇二)

正月八日、富士山の噴火により、駿河国および相模国に  
対して、読経を命ずる。

元 日本紀略 延暦二十一年正月乙丑(八日)条

乙丑、是日、勅、駿河・相模国言、駿河国富士山、昼夜  
炬燎、砂礫如霰者、求之卜筮、占日、于疫、<sup>(1)</sup>宜令两国加  
鎮謝、及読経以攘災殃、

勅すらく。駿河・相模国言す。駿河国の富士の山、昼  
夜、炬燎して、砂礫、霰の如し、てえり。これを卜筮  
に求む。占いて曰わく、旱疫なり。よろしく两国をし  
て、鎮謝および読経を加えしめ、もって災殃を攘うべ  
しと。

(1)「于疫」は「干疫」の誤りで、干魃と疫病の意か。

正月十一日、駿河国など十か国の浪人四千人を陸奥国胆  
沢城に移配する。

二 日本紀略 延暦二十一年正月戊辰(十一日)条

戊辰、勅、官軍薄伐、鬪地瞻遠、宜免駿河・甲斐・相  
摸・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等国浪  
人<sup>(1)</sup>四千人、配陸奥国胆沢城、<sup>(2)</sup>

勅すらく。官軍薄伐し、鬪地瞻遠なり、よろしく駿  
河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上  
野・下野などの国の浪人四千人を免たして、陸奥国胆  
沢城に配すべし。

(1)浮浪人の意で、戸籍に記された本貫地を離れているが、  
調庸を納めている者をいう。(2)岩手県水沢市に築かれた城  
柵。同年に築城され、数年後に鎮守府も移された。

三月、富士山、噴火する。

三 富士山記<sup>(1)</sup> 本朝文粹<sup>(2)</sup> 卷十二

○本文は三〇号に収める。

(1)平安時代の学者都良香(承和元)元慶三(三)が元慶元年頃に著した、富士山の景観や伝承についての文章。延暦二十一年と承和年中における富士山爆發と貞観十七年の富士山信仰の記事がみえる。(2)漢詩文集。十四卷。藤原明衡編。平安後期の成立。弘仁元年から長元九年にかけての詩文として六十八人の四百二十七編を収める。公文書については漢詩文の模範とされた。

五月十九日、富士山の噴火によりふさがれた足柄路を廃止して、箱根路を開く。

三 日本紀略 延暦廿一年五月甲戌(十九日)条

甲戌、廢相摸国足柄路、開筥荷途、以富士燒碎石塞道也、

相模国足柄路を廢し、筥荷途を開く。富士の燒碎石、

道を塞ぐをもつてなり。

(1)横走駅から足柄峠を越えて坂本にいたる東海道のルート。(2)具体的なルートは不詳。現在の箱根峠が頻繁に利用されるようになるのは鎌倉時代以後で、横走駅から分岐し乙女峠を越えたとも考えられる。箱根路は翌年には廃止されており、足柄路復旧のための臨時措置であった。一三号参照。(3)「富士山記」に見える同年三月の噴火記事に対応するか。二一号参照。

延暦二十二年 癸未(八〇三)

五月八日、箱根路を廃止して足柄路を復旧する。

三 日本紀略 延暦廿二年五月丁巳(八日)条

丁巳、廢相摸国筥荷路、復足柄旧路、

相模国筥荷路を廢し、足柄の旧路を復す。

天長八年 辛亥(八三一)

九月十一日、駿河国の荒廢田四十町を墾開して大野牧田とする。

二五 類聚国史<sup>(1)</sup> 卷百五十九 天長八年九月丙午(十一日)条  
田地上 牧田

丙午、駿河国荒廢田册町令墾開、為大野牧田、<sup>(2)</sup>

駿河国の荒廢田四十町を墾開<sup>せ</sup>令しめ、大野牧田<sup>おのおのまきた</sup>となす。

(1)六国史の記事を項目ごとに分類し、年代順に配列。本編二百卷・目錄二卷・帝王系図三卷。菅原道真編。寛平四年成立。六二卷が現存。(2)比定地未詳。『延喜式』兵部省にみえる「岡野馬牧」、「山王靈驗記」にみえる「大岡庄」との關係も想定できる。三八・五〇号参照。

承和年間 (八三四—八四七)

この頃、富士山、噴火する。

二五 富士山記 本朝文粹 卷十二

○本文は三〇号に収める。

承和七年 庚申(八四〇)

十二月一日、駿河国駿河郡の永藏駅家を伊豆国田方郡に遷す。

三 統日本後紀<sup>(1)</sup> 承和七年十二月癸卯(一日)条

癸卯朔、改駿河国駿河郡永藏駅家、遷置于伊豆国田方郡、<sup>(2)</sup>  
以駿河郡特帶三駅、百姓殊苦重役也、<sup>(3)</sup>  
<sup>(4)</sup>  
<sup>(5)</sup>  
<sup>(6)</sup>

駿河国駿河郡永藏<sup>ながくら</sup>の駅家<sup>うまや</sup>を改め、伊豆国田方郡<sup>たがた</sup>に遷<sup>うつ</sup>し置く。駿河郡、特に三駅を帯び、百姓<sup>ひやくせい</sup>ことに重役<sup>じゆうたき</sup>に苦しむをもつてなり。

(1)平安初期の勅撰正史。二十卷。藤原良房・春澄善繩らの編。貞観十一年成立。六国史の四番目。仁明天皇一代、天長十年、嘉祥三年までの十八年間の正史。(2)長倉・永倉にもつくる。クラは山間の谷間の意とすれば、長泉町上長窪・下長窪付近に比定される。遷置後は長泉町下土狩・本宿・沼津市大岡付近に比定される。駿河郡農民の負担軽減策とすれば、駅家だけでなく駅田・駅子も伊豆国田方郡に変更されたと考えられる。ただし、二十五年後の貞観六年までには再び駿河郡に所属変更されている。二九号参照。『延喜式』兵部省には駿河郡の駅家として長倉駅、郷名としては『和名抄』に永倉郷がみえる。三七・三九、四一号参照。(3)現在の三島市を中心とする地域。駿河郡とは境を接し、長蔵駅も国郡境に接する場所に存在した。(4)柏原・永倉・横走の三駅。二九・三七号参照。(5)「ひやくせい」と読み、姓を持つ者すべてを示し農民一般より広い概念。(6)貞観六年には駅子四百人・伝子六十人を負担していたとある。二九号参照。

### 仁寿三年 癸酉(八五三)

三月二十日、駿河介山田連春城の卒伝に、伊豆より移した駿河郡阿気大神の祭祀を檢察したことがみえる。

三 日本文徳天皇実録<sup>(1)</sup> 天安二年六月己酉(二十日)条

己酉、(中略)、大学助従五位下山田連春城卒、春城、字連城、右京人也(中略)仁寿元年大嘗会、授外従五位下、二年正月、遥為駿河介、三年春三月、自請之任、傍吏・百姓、嫌其清察、時部下駿河郡有自伊豆新移神、名阿気大神、<sup>(3)</sup>国司申官建新社、以祭祀、而禰宜・祝等、<sup>(4)</sup>増以奇異之事、誑誤国司庶人、春城到任、登時考訊、糾其訛偽、自此以後、妖言永絶、歳時祭祀而已、傍吏人、諸服其聡察、其年秋、奉使入京、

だいがくのすけあうごいげ やまのむじはるせつ  
 大学助従五位下山田連春城卒す。春城の字は連城、  
 右京の人なり。(中略)仁寿元年の大嘗会にて外従五位  
 下を授く。二年正月、遥かに駿河介となす。三年春三



月、自ら請うて任じゆく。傍史・百姓、其の清察を嫌うは、時の部下駿河郡に伊豆より新たに移りし神ありて阿氣大神と名のる。国司、官に申し新たに社を建て、もつて祭祀し、しかるに禰宜・祝等を増し奇異の事をもつて国司、庶人を誑誤す。春城、任じ致りて登りし時に考訊し、其の誑偽を糾す。此より以後、妖言永く絶え、歳時は祭祀のみ。傍史の人、諸の其の聡察に服し、其の年の秋、使を奉りて京に入る。

(1)平安初期の勅撰正史。十卷。藤原基経・都良香らの編。

元慶三年成立。六国史の五番目。文徳天皇一代、嘉祥三年、天安二年までの九年間の正史。(2)本条は山田連春城の卒伝。学者の家柄に生まれ、十五歳で大学に入り、丹波権博士、大同学助などを歴任する。仁明天皇の時、校書殿に侍して、御書を賜閲したとあるなど、その学識は高く評価された。自ら望んで駿河介に任命され、駿河郡内における阿氣大神に対する信仰を考訊しその訛偽を糾したと伝える。天安二年に四十九歳で卒した。(3)阿氣大神伊豆より新たに移した神とするが、

他にみえない。(4)神社の神職。

貞観二年 庚辰(八六〇)

五月五日、駿河国、富士山に五色の雲がみえたことを報告する。

六 日本三代実録(1) 貞観二年五月五日甲寅条

五日甲寅、駿河国言、富士山上五色雲見、(2)

駿河国言す。富士山上に五色の雲見ゆと。

(1)平安初期の勅撰正史。五十卷。藤原時平・菅原道真・大藏善行らの編。延喜元年成立。六国史の最後。清和・陽成・光孝天皇の三代、天安二年から仁和三年までの三十年間の正史。(2)五色雲は祥瑞として中央に報告された。『日本紀略』『類聚国史』にも同様の記事がみえる。

貞観六年 甲申(八六四)

十二月十日、駿河国駿河郡柏原駅を廢止して、同国富士郡蒲原駅を富士川の東の野に遷す。

元 日本三代実録 貞観六年十二月十日癸亥条

十日癸亥、駿河国言、駿河郡帶三駅二伝、横走・永倉・柏原駅家は也、惣差点丁駅子四百人・伝子六十人、年来疫旱荐臻、課丁欠少、因而駅伝子等不能満数、郡民凋残、莫甚於之、望請、廢柏原駅、富士郡蒲原駅遷立於富士河東野、然則蒲原駅与永倉駅、行程自均、民得息肩、従之、

駿河国言す。駿河郡は、三駅・二伝を帶す、横走・永倉・柏原の駅家、これなり。そうして丁の駅子四百人・伝子六十人を差し点べるに、年来、疫旱荐臻し、課丁欠少す。因りて、駅伝子等、数を満たすこと能はず。郡民の凋残、これに甚しきことなし。望み請うらくは、柏原駅を廢し、富士郡蒲原駅を富士河の東の野

に遷し立てんことを。然らば則ち、蒲原駅と永倉駅と、行程自から均しく、民、肩を息むるを得ん。これに従え。

(1)『延喜式』兵部省には駅家として長倉駅十足・横走駅二十足、伝馬として駿河郡と横走駅各五足とある。三七号参照。伝馬は官道沿いの郡家や駅家に置かれた通送用の馬。(2)甲斐路と相模路の分岐点に位置する。比定地については小山町竹之下・裾野市十里木・御殿場市印野・新橋などの説がある。『和名抄』には駿河郡横走郷がみえ、御殿場市六日市場付近に比定される。三九〇四一号参照。(3)二六号参照。(4)富士市船津付近、あるいは東柏原新田・中柏原新田・西柏原新田付近に比定される。『和名抄』には駿河郡柏原郷があり、藤原宮出土木簡にも「駿河評柏原里」がみえる。三九〇四一〇号参照。(5)官に挑発された成人男性。(6)駅馬や伝馬の運営維持のため近隣から挑発された課丁。(7)『延喜式』兵部省に蒲原駅十足とある。三七号参照。東遷前の位置につい

ては富士川町岩淵・富士市岩本・同市市場・蒲原町中之郷などの説がある。東遷後の位置については、富士市本市場・同市伝法・同市吉原・富士川町四十九などの説がある。(8)令の規定では三十里(約十五キロ)ごとに一駅を置くことになっていた。

貞観十七年 乙未(八七五)

十一月五日、駿河国の吏民、富士山を祭る。

三〇 富士山記 本朝文粹 卷十二

富士山者、在駿河国、峰如削成、直聳属天、其高不可測、歴覽史籍所記、未有高於此山者也、其聳峰鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤連、亘数千里間、行旅之人、経歴数日、乃過其下、去之願望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、承和年中、従山峰落来珠玉、玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也、又貞観十七年、十一月五日、吏民仍旧致祭、日加午天甚美晴、仰觀山峰、有白衣美女二人、双舞山嶺上、去巔一尺余、土人共見、古老伝云、山名富士、取郡

名也、山有神、名浅間大神、此山高極雲表、不知幾丈、頂上有平地、広一許里、其頂中央、窪下体如炊甑、甑底有神池、池中有大石、石体驚奇、宛如蹲虎、亦其甑中、常有氣蒸出、其色純青、窮其躡底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、亦其頂上匝池生竹、青紺柔悞、宿雪春夏不消、山腰以下生小松、腹以上無復生木、白沙成山、其攀登者止腹下、不得達上、以白沙流下也、相伝、昔有役居士、得登其頂、後攀登者、皆点額於腹下、有大泉、出自腹下、遂成大河、其流寒暑水旱無有盈縮、山東脚下有小山、士俗謂之新山、本平地也、延暦廿一年三月、雲霧晦冥、十日而後成山、蓋神造也、

富士山は、駿河国にあり。峰、削り成せるが如く、直に聳えて、天に属く。その高さ測るべからず。史籍の記せる所を歴く覽るに、いまだこの山より高きはあらざるなり。その聳ゆる峰、鬱に起り、見るに天際にありて、海中を臨み瞰る。その靈基の盤連する所を觀る

に、数千里の間に亘る。行旅の人、数日を経歴し、すなわちその下を過ぐ。ここを去りて、顧み望めば、猶し山の下にあり、けだし神仙の遊萃する所ならむ。承和年中に、山の峰より落ち来る珠玉あり、玉に小さき孔ありきと。けだしこれ仙簾の貫ける珠ならむ。また貞観十七年十一月五日に、吏民、旧きによりて祭を致す。日、午に加えて、天、はなはだ美く晴る。仰ぎて山の峰を観るに、白衣の美女二人あり、山の嶺の上に双び舞う。嶺を去ること一尺余、土人共に見きと。古老。伝えて云う。山を富士と名づくるは、郡の名に取れるなり。山に神あり、浅間大神と名づく。この山の高きこと、雲表を極めて、幾丈と云うことを知らず。頂上に平地あり。広さ一許里。その頂の中央は窪み下りて、体炊甑の如し。甑の底に神しき池あり。池の中に大きな石あり。石の体、驚奇なり。あたかも蹲虎の如し。また、その甑の中に、常に気ありて蒸し出づ。その色、鈍らに青し。その甑の底を窺えば、湯の沸き

騰るが如し。その遠きにありて望めば、つねに煙火を見る。また、その頂上に、池を匝りて竹生う。青紺柔悞なり。宿雪、春夏消えず。山の腰より以下、小松生う。腹より以上、また、生うる木なし。白沙、山を成せり。その攀じ登る者、腹の下に止まりて、上に達ることを得ず、白沙の流れ下るをもちてなり。相伝う、昔、役の居士というものありて、その頂に登ることを得たりと。後に攀じ登る者、皆、額を腹の下に点く。大きな泉あり、腹の下より出づ。ついに大河を成せり。その流、寒暑・水旱にも、盈縮あることなし。山の東の脚の下に、小山あり。土俗、これを新山と謂う。本は平地なりき。延暦二十一年三月に、雲霧晦冥、十日にして後に山を成せりと。けだし神の造れるならむ。

(1) 富士市宮町に鎮座する。『延喜式』神名上では富士郡三座の一つとして「浅間神社」がある。仁寿三年七月に名神社・従三位となり(『日本文徳天皇実録』)、貞観元年正月には

正三位に昇叙される(『日本三代実録』)。「延喜式」臨時祭・神名上では名神大社。「アサマ」「センゲン」両用の訓を付す。三六号参照。富士山を御神体とする。

元慶二年 戊戌(八七八)

六月二十一日、出羽国の夷俘の反乱に備え、駿河国三十人など東海・東山両道の諸国に勇敢な者を待機させる。

三 日本三代実録 元慶二年六月二十一日乙酉条

廿一日乙酉(中略)勅。令東海・東山両道諸国、簡括勇敢、輕銳、須侍出羽国奏請、応機奔赴、伊勢廿人、参河廿人、遠江十人、駿河卅人、甲斐廿人、相模廿人、武蔵卅人、下総卅人、常陸五十人、美濃卅人、信濃卅人、令相模国送綿一千屯出羽国、為充造襖断也、

勅すらく、東海・東山両道の諸国をして、勇敢の輕銳を簡括せしめ、出羽国の奏請をまちて、機に応じて奔赴せしむ。伊勢は廿人、参河は廿人、遠江は十人、駿

河は卅人、甲斐は廿人、相模は廿人、武蔵は卅人、下総は卅人、常陸は五十人、美濃は卅人、信濃は卅人。相模国をして綿一千屯を出羽国に送らしむ。襖を造る断(料カ)に充てんがためなり。

(1)あお。綿でつくる簡便な甲冑。綿襖冑ともいう。兵力動員や武具の用意は、本年三月から九月まで続いた元慶の乱に即応した処置であろう。(2)「断」は料の誤りか。

寛平六年 甲寅(八九四)

七月十六日、駿河国など十か国に、諸院・諸宮・諸司・諸家使などの往還の際に、船車や人馬の強制的な雇用を禁止する。

三 類聚三代格<sup>(1)</sup> 卷十九 寛平六年七月十六日太政官符 禁制事

「頭書」  
「延十雜」  
太政官符<sup>(2)</sup>

応禁止諸院諸宮諸司諸家使等強雇往還船車人馬事<sup>(3)</sup>

右、得上総・越後等国解僞、得諸郡調綱郡(4)司并雜掌綱(5)丁等解僞、進上調物、以馱為本、運漕官米、以船為宗、而上道之日、前件諸院等使、結党路頭、追妨馱馬、率類津辺、覆奪運船、於是、有心逐馬、無顧收荷、官物致欠失之煩、綱領(6)陷逗留之責、加之、部内百姓差預綱領之日、若此濫惡、逃竄他境、国之弊亡、莫過斯焉、望請、下知路次諸国、永休民愁、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、如此之事、格制先立、曾無懲肅責任国宰、宜下知尾張・參河・遠江・駿河・近江・美濃・越前・加賀・能登・越中等諸国、特施嚴制一切禁斷、若有強雇者、准之強盜、科罪其身者、諸国承知、勝(7)示路頭津辺、莫令重然、

寛平六年七月十六日(8)

太政官符す。

まさに諸院・諸宮・諸司・諸家の使等、往還の船、車・人・馬を強雇するを禁止すべき事。

右、上総・越後等の国の解を得るに僞えらく、諸郡の調綱郡司并びに雜掌綱丁等の解を得るに僞えらく、調物を進上せむことは馱をもつて本となす。官米を運漕せむことは船をもつて宗となす。しかるに上道の日、前件の諸院等の使、路頭に党を結び馱馬を追妨し、津辺に類を率い運船を覆奪す。是に於いて、心は馬を逐うにあり、荷を収むるを顧ることなし。官物は欠失の煩を致し、綱領は逗留の責に陥る。しかのみならず、部内の百姓は綱領に差し預るの日、かくのごとく濫惡にして他境に逃竄し、国の弊亡、これに過ぐるはなし。望み請うらくは、路次の諸国に下知して永く民の愁いを休んぜんことを。謹んで官裁を請う、てえり。大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣す。かくのごときのこと、格制先に立つ。かつて懲肅なく、責は国宰に任ず。宜しく尾張・參河・遠江・駿河・近江・美濃・越前・加賀・能登・越中等の国に下知して、時に嚴制を施し一切禁斷せよ。若し

強雇するものあらば、強盜に准じて其の身に科罪せよ、  
てえり。諸国承知し、路頭津辺に勝示し、重ねて然らしむることなかれ。

(1)法令集。二十卷。編者不詳。長保四年、寛治三年の間の成立。弘仁・貞観・延喜の三代の格を項目別に集成。(2)養老公式令に定められた公文書の様式。上級官司から直属の被官司に命令するもの。単に官符ともいう。この場合は公卿らが政策を審議する太政官から管轄の諸国に出されたもの。(3)院は上皇、宮は中宮・東宮、家は上級貴族、司は諸官司などを示し、それぞれが家政機関と家産的な財源を持つことが認められていた。これら家政機関の所領に派遣された役人たちは、貢納物を送るために人馬を強制的に雇用した。(4)調庸などの貢納物を都に送る責任者となった郡司。(5)貢納物を都に送る諸国の責任者。国司が担当。(6)郡司が担当する場合の綱丁。(7)高札をたてて人々に示す。(8)異本では「廿六日」となっている。

### 延喜年間 (九〇一〜九二三)

この頃に成立した「竹取物語」では、かぐや姫からもらった不老不死の薬を富士山で燃やしたと伝える。

#### 三 竹取物語 十 ふじの山(むすび)

その後、翁・女、血の涙を流して惑へどかひなし、あの書きをきし文を読み聞かせけれど、「なにせむにか命もおしからむ、たが為にか、何事も用もなし」とて、薬も食はず、やがて起きもあがらで病み臥せり、中将、人々引き具して帰りまいりて、かぐや姫を、え戦ひ止めず成りぬる事、こまんど奏す、薬の壺に御文そへ、まいらす、ひろげて御覧じて、いといたくあはれがらせ給ひて、物もきこしめさず、御遊びなどもなかりけり、大臣、上達を召して、「いづれの山か天に近き」と問はせ給ふに、ある人奏す、「駿河の国にあるなる山なん、この都も近く、天も近く侍る」と奏す、これを聞かせ給ひて、

逢ふことも涙にうかぶ我身には死なぬくすりも何に

かはせむ

かの奉る不死の薬に、又、壺具して、御使に賜はず、勅使には、つきのいはかさといふ人を召して、駿河の国にあなる山の頂にもてつくべきよし仰せ給ふ、嶺にてすべきやう教へさせ給ふ、御文、不死の薬の壺ならべて、火をつけて燃やすべきよし仰せ給ふ、そのよしうけたまはりて、つはものどもあまた具して山へ登りけるよりなん、その山をふじの山とは名づけゝる、その煙いまだ雲の中へたち上るとぞ言ひ伝へたる、

(1)平安時代の物語。二卷。作者不詳。十世紀初頭ごろの成立。「竹取の翁の物語」「かぐや姫の物語」ともいう。この部分がかぐや姫が月に帰った後の後日談。(2)かんだち。三位以上の上級官人。(3)伝不詳。「つき」は調で、『聖徳太子伝暦』にみえる聖徳太子の舎人で、太子の神馬とともに富士山を飛翔した調使麿と関係するか。(4)この物語では不老不死の薬を山頂で燃やしたことにちなみ富士山の名が付せられたとするが、「富士山記」(三〇号)は富士郡の郡名にちなむとす

る。

## 延喜十四年 甲戌(九一四)

六月十三日、駿河国の申請により、国内の通送が頻繁で、駅子が疲弊しているため国司・公使の交通を制限する。

云 別聚符宣抄<sup>(1)</sup> 延喜十四年六月十三日太政官符

(頭書) 一応停止諸国司并公使等取枉道事<sup>(2)</sup>

太政官符駿河国司<sup>(2)</sup>

一 応停止諸国司并公使等取枉道事<sup>(3)</sup>

右、得彼国去正月廿五日解備、謹検案内、 <sup>(3)</sup> 伝数多、通送甚繁、因茲駅子逃亡、無人従役、 <sup>(4)</sup> 年交替之日、所在伝馬之无実八十余疋、詔使 <sup>(5)</sup> 定已畢、方今、可赴山道諸国司等、申請枉道官符、向於任所、路次郡駅、煩擾弥倍、就中、五位守介、所用夫馬、其数不少、仍借雇部内人馬、昨日送前駅、未帰之間、今朝重以到来、爰以一駅夫馬、經過多許程、或以倒死、或以不帰、凡彼使等行事、苛酷多端、請取人夫、即号質物、極寒之間、則劓



取衣裳、不充糧食、令担重荷、経日送夜、不堪飼寒、死  
中途輩、不可勝計、人民之愁、無甚於斯、望請、官裁、  
被停止取枉道、將絶部内之騒者、大納言正三位兼行左近  
衛大将藤原朝臣忠平宣、奉勅、依請者、国宜承知依宣行  
之、符到奉行、

左中弁藤原朝臣

延喜十四年六月十三日

左大史御船宿禰

太政官符す、駿河国司。

まさに諸国司ならびに公使等、枉道わうどうを取るを停止す  
べき事。

右、彼の国の去ぬる正月二十五日の解を得るに俛ひえら  
く、謹んで案内あないを検ずるに□ □伝数多あまたにして遞送ていそう  
はなはだ繁しげし。ここによりて駅子逃亡して人役に従ふ  
なし。□ □年交替の日、所在の伝馬むじつの无実八十余疋  
なり。詔使□ □定めすでおわんぬ。方今いま、山道に

赴くべき諸国司等、枉道わうどうの官符を申し請い任所に向か  
う。路次の郡駅ぐんえき、煩擾はんじょうすることいよいよ倍す。なかん  
づく、五位の守・介用うる所の夫馬、その数少なから  
ず、よって部内の人馬を借り雇ひ、昨日前駅に送りい  
まだ帰らざるの間今朝重ねてもって到来す。ここに一  
駅えきの夫馬をもつて多くの許程を経過し、あるいはもつ  
て仆たおれ死しあるいはもつて帰らず。およそかの使等の  
行う事、苛酷多端にして、人夫を請ひ取るにすなわち  
質物しやくぶつと号し、極寒の間、すなわち衣裳を剥ぎ取りて糧  
食しよくを充てず。重荷を担わしめ、日を経て夜を送る。中  
途に死するの輩、あげて計うべからず。人民の愁、こ  
れより甚しきことなし。望み請うらくは官裁して枉道わうどう  
を取るを停止せられ、まさに部内の騒を絶たんとす、  
てえり。大納言正三位兼行左近衛大将藤原朝臣忠平宣  
す、勅を奉るに請ふによれ、てえり。国宜しく承知し、  
宣によりてこれを行え。符到らば奉行せよ。

(1)平安時代の法令集。一卷。編者・成立年代ともに不詳。  
延喜二年から天禄二年に至る官符・宣旨類を類聚。(2)律令  
制下の地方行政区画である国を支配した役人。守・介・掾・  
目の四等官。(3)駅馬を使用することが認められた公の使者。  
(4)回り道。官符によれば東山道諸国に赴任すべき国司らが  
回り道して東海道經由で赴任することをいう。(5)「件国駅」  
か。

延長五年 丁亥(九二七)

この年、駿河国駿河郡内の式内社二座を定める。

三 延喜式<sup>(1)</sup> 卷九 神祇九 神名上

神名上<sup>宮中</sup> 五畿内<sup>京中</sup> 東海道

天神地祇惣三千一百卅二座

社二千八百六十一処

前二百七十一座

大四百九十二座

三百四座<sup>並預祈年月次新嘗等祭之案上</sup>  
官幣就中七十一座<sup>預相嘗祭</sup>

一百八十八座<sup>並預祈年国幣</sup>

小二千六百卅座

四百卅三座<sup>並預祈年案下官幣</sup>

二千二百七座<sup>並預祈年国幣</sup>

(中略)

駿河国廿二座<sup>大一座</sup>  
小廿一座

(中略)

駿河郡二座<sup>並小</sup>

丸子神社<sup>(2)</sup>

桃沢神社<sup>(3)</sup>

(1)古代の法令集。五十卷。藤原時平・藤原忠平らの編。延  
長五年成立。律令に対する施行細則である式を集成。『弘仁  
式』や『貞観式』を増補改訂。(2)「まろこ」「まりこ」の訓  
がある。沼津市丸子町の丸子神社に比定される。(3)「もも  
さわ」の訓がある。長泉町元長窪の桃沢神社、沼津市青野の  
桃沢神社、愛鷹山山頂の愛鷹神社に比定する説がある。

この年、駿河国の管郡、国の等級などを定める。

弐 延喜式 卷二十二  
兵部上

東海道

(中略)

駿河国<sup>(1)</sup>上管 志太 益頭 有度 安倍  
廬原 富士 駿河

(中略)

右为中国<sup>(2)</sup>

(1)駿河国が国の等級のうち上国であることを示す。等級には大国・上国・中国・下国の四等級がある。等級の基準としては田積・戸数・管郡数などが考えられるが不詳。(2)駿河国が都からの遠近で区分すれば中国に属することを示す。近国・中国・遠国の三分がある。相模以東は遠国とされた。調庸の納入期限は区分により異なる。『延喜式』主計上によれば、都から駿河国までの行程は上りが十八日、下りが九日と規定された。上りが倍になるのは貢納物の持参が前提となっていることによる。

この年、駿河国の駅馬・伝馬を定める。

三 延喜式 卷二十八  
兵部省

(頭書)  
「駅伝」

諸国駅伝馬

(中略)

東海道

(中略)

駿河国駅馬 小川 横田 息津 蒲原 長倉<sup>(1)</sup>  
各十疋 横走廿疋

伝馬<sup>(3)</sup> 益頭 安倍 廬原 富士 駿  
河郡并横走駅各五疋

(1)二六号参照。(2)二九号参照。(3)伝馬は郡家や交通の要地の駅家に設置された。駿河郡家は沼津市内に比定されるが詳細は不詳である。

この年、駿河国の牧を定める。

三六 延喜式 卷二十八  
兵部省  
〔頭書〕  
「諸国牧」

諸国馬牛牧

駿河国 岡野馬牧<sup>(1)</sup>  
弥奈馬牧 蘇

(中略)

右、諸牧馬五六歳、牛四五歳、毎年進左右馬寮、

各備梳刷<sup>くしはら</sup>判<sup>はきり</sup>、其西海内諸国、送太宰府、但帳

進省

(一)左右馬寮に馬を貢進した諸国の官牧の一つ。沼津市大岡付近に比定される。後の大岡荘に継承される。二四・五〇号参照。

承平年間 (九三一~九三七)

承平年中、「和名抄」に駿河郡内の郷名がみえる。

三九 和名類聚抄<sup>(1)</sup>  
卷六 郷里部第一  
○高山寺本

郷里部第一 白畿内至  
東海(中略)

駿河郷第七十九

(中略)

駿河郷第七十九

(中略)

駿河郡

柏原 <sup>(2)</sup>	矢集 <sup>(3)</sup> 夜豆	子松 <sup>(4)</sup> 古末	古家 <sup>(5)</sup>
玉作 <sup>(6)</sup>	横走 <sup>(7)</sup> 与右波	駿河 <sup>(8)</sup>	山埜 <sup>(9)</sup>
完人 <sup>(10)</sup>	永倉 <sup>(11)</sup>	宇良 <sup>(12)</sup>	

(一)わが国最初の百科辞書。十巻または二十巻。源順編。承平年間の成立。醍醐天皇皇女勤子内親王の命により作成された。二十巻本に国郡部があり、十世紀の地方行政単位を示す基本史料。郷里名については諸本間に記載順や郷数、訓などの異同がある。諸本の中では高山寺本が原本に近い。(2)かしわばら。二九号参照。(3)やつめ。一号参照。(4)こまつ。御殿場市新橋・東田中付近、小山町付近などに比定。堅魚木簡によれば海岸部か。別編木簡の部五・三一号参照。(5)ふるいえ。御殿場市古沢付近、小山町下古城・上古城付近、沼

津市原付近などに比定。堅魚木簡によれば海岸部か。別編木簡の部六・二四〜二八号参照。(6) たまつくり。沼津市上香貫・下香貫付近、清水町玉川付近などに比定。九号・別編木簡の部七・八号参照。(7) よこはしり。二九号参照。(8) するが。沼津市原・井手・平沼付近、長泉町納米里なみり付近、沼津市大岡の日吉付近などに比定。郡家所在郷ともされる。(9) やまさき。沼津市岡一色から西沢田付近に比定。(10) ししひと。沼津市獅子浜付近に比定。(11) ながくら。二六号参照。(12) うら。沼津市原付近、沼津市東間門まかど・西間門・大諏訪・小諏訪付近、沼津市今沢・松長・大諏訪・小諏訪付近などに比定。別編木簡の部二〇〜二三号参照。

四〇 倭名類聚抄

卷六  
○大東急記念文庫本

駿河国第七十九

(中略)

駿河郡

柏原加之波々良 矢集也都女 子松古万 古家布留  
玉造多万都久里 横走与古波之里 駿河 山崎左万木

宍人之比々 永倉奈久良 宇良

四一 和名類聚抄

卷六  
○名古屋市博本

国郡部第十一

(中略)

四二 東海道十五箇国

(中略)

駿河国【七】 田九千六百六十三町二段百六十五歩 本稻五十八万二千二百六十束 正税各二十八万束 雑三万三千二百六十束  
行程上十八日下九日

(中略)

駿河― 柏原ヤツメ 矢集コマツ 子松コマツ 古家 玉作コホヘシ 横走 駿河  
山崎 完人 永倉 宇良

天曆十年 丙辰(九五六)

六月二十一日、駿河国司、治安維持のため、国郡司の帯剣を申請し、許可される。

四三 朝野群載(1) 卷二十二 天曆十年六月二十一日駿河国司解諸国雜事上

国司以下申帶劍

駿河国司解<sup>(2)</sup> 申請 官裁事

請因准諸国例、被令国司并郡司雜任帶劍狀

右、謹檢案内、当国西作遠江国榛原郡、東承相模国足柄  
 関、況復国内帶清見・横走<sup>(3)</sup>兩関、坂東暴戾之類、得地往  
 反、隣国奸猾之徒、占境栖集、侵害屢闕、奪擊自発、百  
 姓不安、境内无静、国宰守官符旨、勘糺奸犯之輩、不帶  
 弓箭、無便追補、近則、管益頭郡司伴成正・判官代永原  
 忠藤等、去天曆八年、被殺害、介橋朝臣忠幹、去年、被  
 殺害也、是或拒捍公事、或忽結私怨、往々所侵也、重檢  
 傍例、甲斐・信濃等国、雖云不置関門、去承平・天慶之  
 間、任国申請、已被裁許、此国已帶兩関、何不申請、加  
 以不可捕糺私帶兵仗之輩、及勤行警固之状、官符重疊、  
 若無弓矢之儲、何禦非常之危、望請、官裁、準諸国例、  
 被裁許件帶劍、將無不慮之備、仍録事狀 謹請官裁 謹  
 解、

天曆十年六月廿一日

件帶劍事、同年十年廿一日、中納言師尹宣 奉勅 依

請、

国司以下帶劍を申す、

駿河国司解し申し請う官裁の事。

諸国の例に因准し、国司ならびに郡司雜任をして帶  
 劍せしめられんことを請う。

右、謹しんで案内を検するに、当国、西は遠江国榛原  
 郡となし、東は相模国足柄関を承く。いわんやまた、  
 国内に清見・横走の兩関を帶す。坂東の暴戾の類、地  
 を得て往反し、隣国の奸猾の徒、境を占めて栖集す。  
 侵害しばしは闘い、奪擊自ら発す。百姓安からず、境  
 内静なることなし。国宰官符の旨を守り、奸犯の輩を  
 勘糺するに、弓箭を帶せず、追捕に便なし。近くはす  
 なわち管益頭郡司伴成正・判官代永原忠藤等、去ぬる  
 天曆八年殺害せられ、介橋朝臣忠幹去年殺害せらるる  
 なり。これあるいは公事を拒捍しあるいはたちまちに

私怨<sup>しえん</sup>を結び、往々に侵す所なり。重ねて傍例<sup>ぼうれい</sup>を検ずるに、甲斐・信濃等の国、関門を置かずといへども、去ぬる承平・天慶の間、国の申請に任せずでに裁許せらる。この国すでに両関を帯す。何ぞ申請せざらんや。

しかのみならず、私に兵仗<sup>ひょうじょう</sup>を帯するの輩を捕え糺し、及び警固を勤行すべきの状、官符重疊<sup>ちゅうじょう</sup>たれども、もし弓矢の儲<sup>もろけ</sup>なくんば何ぞ非常の危を禦<sup>よせ</sup>がんや。望み請うらくは、官裁して諸国の例に準じて件の帯剣を裁許せられ、まさに不慮の備えとなさんとすることを。よって事の状を録して謹んで官裁を請う。謹んで解す。

天曆十年六月廿一日

件の帯剣の事、同年十月廿一日、中納言師尹宣す。

勅を奉るに請うによれ。

(1)官人執務に必要な詩文・官符・書札などを分類。三十巻のうち二十一巻が現存する。三善為康編。永久四年成立、長承元年頃に増補。平安中期の地方政治を知る基本史料。(2)

律令に定められた公文書様式。所管被官関係にある官司間で上申に用いられる。(3)設置年代や横走駅との関係は不明。足柄峠を挟んで東側の足柄関は『類聚三代格』所引の昌泰二年九月十九日太政官符に設置記事がある。(4)平将門の乱をいう。

天元二年 乙卯(九七九)

この年、平兼盛、駿河守として下向し、横走の関などを詠む。

四 平兼盛集<sup>(1)</sup>

一三九・一四〇  
○宮内序書院部本

するがなりける物の男いづといふ所にかよふが、さきに人まうけてもとの人のもとにはまからざりければ、神にうれへ侍りけるうれへぶみにはしはべりける、兼盛

よこはしりきよみが関のかよひぢにいづといふことはながくとどめつ

とありければ、しげゆきかへし、

関すぬ空に心のかよひなば身をとどめてもかひやなからん

(1)平兼盛(?、正暦元)の私歌集。一冊。兼盛は光孝平氏の出身。三十六歌仙の一人。天元元年に駿河守として下向、歌を詠む。(2)前号参照。

長保元年 乙亥(九九九) 長徳五年一月十三日改元

三月七日、駿河国が言上した富士山の噴火を、近衛の陣で公卿らが評議したところ、兵乱・疫病の予兆との結果がでる。

○ 本朝世紀<sup>(1)</sup> 長保元年三月七日庚申条

七日庚申、(中略)午後、左大臣<sup>(2)</sup>・右大臣<sup>(3)</sup>・内大臣<sup>(4)</sup>・着左仗座、召神祇官并陰陽寮、仰云、駿河国言上解文云<sup>(5)</sup>、日者、不字御山焼由、何祟者、即卜申云、若怪所、有兵革疾疫事歟者<sup>(6)</sup>、

午後、左大臣・右大臣・内大臣、左仗の座に着す。神祇官ならびに陰陽寮を召して仰せて云わく、駿河国の言上せる解文に云わく、日ごろ不字の御山焼くの由、何の祟りか、てえり、すなわち卜し申して云わく、もしくは怪しむ所は兵革・疾疫の事あるか、てえり。

(1)平安期の歴史書。藤原通憲編。成立は久安六年(平治元年の間)。宇多天皇から近衛天皇までの十八代を編年体で記す。現存部分は近衛天皇紀が中心で欠失部分が多い。(2)藤原道长。(3)藤原顕光。(4)藤原公季。(5)四二号参照。(6)者は「てえり」と訓み、引用文部分を示す。

長保三年 辛丑(一〇〇一)

この頃、清少納言、有名な関所の名のひとつとして横走の関をあげる。

○ 枕草子<sup>(1)</sup> 百十二段

関は、逢坂<sup>おとさか</sup>・須磨<sup>すま</sup>の関・鈴鹿<sup>すずか</sup>の関・岫由<sup>くまよ</sup>の関・白河<sup>しろがわ</sup>の関、



衣ころもの関、ただごえの関は、はばかりの関と、たとしへな

くこそおぼゆれ、横はしりの関(2)・清見が関・みるめの  
関・よしよしの関こそ、いかに思ひ返したるならんと、

いと知らまほしけれ、それを勿来なごの関といふにやあらん、  
逢坂などを、さて思ひかへしたらんは、わびしかりなん  
かし、

(1)平安中期の随筆。二巻。清少納言作。長保三年頃の成立。  
(2)四二号参照。

長元六年 癸酉(一〇三三)

二月十日、駿河国、去年十二月の富士山噴火を報告する。

癸 日本紀略 長元六年二月十日丙午条

十日丙午、又駿河国言上、去年十二月十六日富士山火、  
起自峯至山脚、

また駿河国言上こゝにせよす。去年十二月十六日、富士山に火あ

り。峯より起りて山脚に至る。

長久元年 庚辰(一〇四〇) 長暦四年十一月十日改元

九月四日、交通の妨げとなっていた駿河国など三か国の  
関所を廃止する。

癸 春記(1) 長久元年九月丙辰(四日)条

丙辰、早且依召参御前(中略)予申云、三箇国申請事、  
相模・伊豆・駿河  
止非道之関(2)々々、直可宣下由被仰也(中略)仰云、三箇国事早  
可仰下、

早且、召しにより御前に参る。(中略)予申して云わく、  
三箇国の申請の事相模・伊豆・駿河、ただちに宣下すべき  
の由、仰せらるるなり。(中略)仰せて云わく、三箇国  
の事、早く仰せ下すべし。

(1)参議春宮権大夫藤原資房の日記。万寿三年(天喜二年ま  
での二十九年間。決失部分が多い。(2)交通の妨げになって

いる関。横走関などが対象であったと考えられ、以後は見えなくなる。

康平三年 庚子(一〇六〇)

この頃、菅原孝標の娘、幼い頃に見た富士山の様子を記す。

哭 更級日記<sup>(1)</sup>

富士の山はこの国也、わが生いいでし国にては、西をもてに見えし山也、その山のさま、いと世に見えぬさまなり、さまことなる山の姿の、紺青を塗りたるやうなるに、雪の消ゆる世もなく積りたれば、色濃き衣に、白きあこめ<sup>(2)</sup>着たらむやうに見えて、山の頂のすこし平ぎたるより煙は立ちのぼる、夕暮れは火の燃え立つも見ゆ、

(1)菅原孝標の娘による日記。一冊。成立は康平二年以降。内容は少女時代の回想で、父に従って上総国から上京した時の記述。(2)下着のこと。

永保三年 癸亥(一〇八三)

三月二十八日、富士山、噴火する。

哭 扶桑略記<sup>(1)</sup> 永保三年三月二十八日条

三月廿八日、有富士山焼燃恠焉、

富士山焼燃の恠<sup>む</sup>あり。

(1)平安末期の史書。三十卷。皇円著。平安末期の成立。神武天皇から堀川天皇までの記事を編年体で記す。僧伝や寺院の縁起など仏教系の記述が豊富。

承德二年 戊寅(一〇九八)

六月二十八日、関白藤原師通の母である北政所の発願により、駿河国の大岡荘では日枝社に対して荘役・祭礼をおこなう。

吾 山王靈驗絵巻<sup>(1)</sup> 日枝神社所蔵

承德二年六月二十一日、関白殿の御□□きはに□し□  
いてきさせ給けり、□□のかたよりかふら矢なりて、  
御□□にたゝると、御夢に御覽せられける□□しでつきた  
る榊、寝殿のきつねとにたちたりけり、又、矢のしりを  
反□□にせさせ給、山王□□御たゝり、うたかふへくもなか  
りしかは、□□社にて□僧供□□講□□兼□□  
□□世にためしすくなき事ともをおこなはれけれども、二  
十七日の夜半よりいよ／＼□□もらせ給て、たのみすくな  
く見えさせ給けり、御願書を座主仁□□にたてまつ□  
□□すへて□□医方治術のこる事なく、諸社の神馬も  
かすをつくされしかとも、日にしたかひてはおもくのみ  
ならせ給けり、  
北政所、御なげきのあまりに、御願をおほくたてさせ給  
けるに、一には二宮の門楼より八王子までわたとのをつ  
くりて、三□□を雨露にぬらさし、一には月ごとに  
十五日のあひた、宮籠りのことくに御社に候はん、一に  
は永代□□講を長日に修して、供料を寄附せむと御願書

をあそはされて、八王子へまいらせさせ給、その夜の御  
夢に、我心ざしあるものは霜雪をいたたきてもまいれ  
り、又、縁あるものをはみなめしよせてはくこみをけは、  
そこに候はすとも事かくへからす、頼治におほせて、は  
ふにまかせていさせられしそのうらみ、世々生々をふと  
もわするへからす、たたし□□はしかるへし、されは  
とて、永□□死にしつめむとにはあらずとしめし給けれ  
は、いよ／＼御心ほそくそおほしめされる、関白殿、  
いまはにならせ給て、いて先年の矢め見せんとて、御□  
をおしのけさせ給へは、禰宜かいられたりし所の程より  
□□れいてけり、ついに六月二十八日かくれさせ給ぬ、  
容顔も人にすくれ、才能も世にこえておはしましとに、  
関白わつかに六ヶ年、御年三十八、いまた四旬に至らせ  
給はさりしかは、万人おしみたてまつるもことほりなる  
へし、かの□□八王子三宮のあはひに、いはとさまとて  
大なるいはをあり、あめのふる夜は、かならず人のさけ  
ふこえきこゆ、上下、あやしみ思ふ程に、関白殿、束帶う

るはしくて、八王□□のここにいましめおき給へるか、あめのふる夜はいしのふとるによりて、そのくるしみたへかたし、但し、其の時も□□講をきくにそくるしみいささかかろむ、と人の夢に見え給けり、かの□□は、北政所の御願とし□□の役にていまにつとめ□□、又、□□も駿河国大岡庄の役にてはしめおかれ侍りしか、とうしも退転し侍らすとそうけ給、されば、彼の庄には□□をいはひたてまつりて、おり／＼の祭礼、日々の□□をうつし侍とかや、又、長日の□□をはしめおかれて、かの□□を□□ひたてまつるも、かの庄役にて促となん、この北政所と申は、具平親王の御子、六条右大臣師房公の御むすめなり、宮こもりのことくに候はせ給てき御発願、せめての御心さしと、あはれにこそおほえ侍れ、

(一)沼津市の日吉神社創建の由来記。著者不詳。弘安十一年成立。関白藤原師通が日吉山王社の神罰により若死したため、

母が駿河国大岡庄を比叡山に寄進し、荘内に日吉社を勧請したとされる。一七九号参照。(二)平安末期からみえる荘園。大野牧・岡野牧の後身か。二四・三八号参照。寿永三年四月五日付源頼朝安堵状案(久我文書、七九号)によれば、平家没官領の一つとして「大岡庄(駿河)」と見え、これより以前には池大納言(平頼盛)が領家職、後白河院が本家職を有していたことが知られる。沼津市岡宮付近を中心に愛鷹山南東麓から黄瀬川西岸にかけての地域に比定される。

天永三年 壬辰(一一二二)

この年、京都で鳴動があり、富士山の噴火とのうわさが広まる。

五 中右記<sup>(1)</sup> 天永三年十月二十四日条

早速從院有召、則參入、雖御物忌參殿上、撰政令參給、大藏卿參入、以長実朝臣被仰云、從去廿日有鳴動音、于今不止、甚所懼思食也、何様可被沙汰事哉、且又問大外記師遠・天文博士宗明等、可量申者、大藏卿問師遠・宗

明、書信紙奏覽、大略如密奏、天之有声之由所申也、下人説云、駿河国富士山并信濃国朝間峰焼落之時、其声振動、遠聞天下、若是如此事歟云々、仍被尋之処、従尾張国上道下人云、従彼国猶当東方有此声者、弥有其疑、予申云、猶其国其山鳴動之由被尋天、以鳴初時可被行御卜歟、其後御祈等早可被行也、

早且、院より召しあり。すなわち参入す。御物忌といえども殿上に参る。摂政参らしめ給ふ。大藏卿参入す。長実朝臣をもつて仰せられて云わく、去ぬる二十日より鳴動の音あり。今に止まず。はなはだ懼れおぼしめすなり。何様に沙汰せらるべきことか。かつまた大外記師速・天文博士宗明等に問いて量り申すべし、てえり。大藏卿、師速・宗明に問い、宿紙に書きて奏覽す。大略密奏の如し。天の声あるの由申す所なり。下人の説に云わく、駿河国富士山ならびに信濃国朝間の峰、焼け落つるの時、その声振動し、遠く天下に聞こゆ。

もしくはこれ、かくのごときく事かと云々。よつて尋ねらるるところ、尾張国より上道せる下人云わく、彼の国よりなお東に当る方にこの声あり、てえり。いよいよその疑いあり。予申して云わく、なおその国その山鳴動するの由を尋ねられて、鳴り初めの時をもつて御卜を行わるべきか。その後には後祈等を早く行わるべきなり。

(1)中御門右大臣藤原宗忠の日記。寛治元年より保延四年までの部分が残る。

三 中右記 天永三年十月二十九日条

又或人来談云、此日者当東方夜昼有鳴動声、不知何所之間、従坂東国上洛下人云、駿河国富士山動也、又火炎高昇、近隣国々騒動云々、伯未進国解之間、不知実説也、

また、ある人来り談じていわく、この日は東方にあた

り夜昼鳴動の声あり。いづれの所か知らざるの間、坂東の国より上洛の下人いわく、駿河国富士山動くなり。また火炎高く昇り、近隣の国々騒動すと云々。但し未だ国解を進めざるの間、実説を知らざる也。

五 中右記 天永三年十一月十日条

十日、大藏卿於院殿上談云、近日天下鳴動事、非富士・朝間山焼、是天鼓之由、天文博士所申也、尤恐、又奇雲横天、流星照雲之恠異、夜々数度、如此事旁有御祈可宜歟者、尤可然、仍院此日者有十座仁王講、明日可結願者、

大藏卿、院の殿上において談じて云わく、近日の天下鳴動の事は、富士・朝間の山焼けにあらす。これ天鼓なるのよし、天文博士申す所なり。もつとも恐るべし。また奇しき雲、天に横たわり、流星雲を照らすの恠異夜々数度なり。かくのごときこと、かたがた御祈あるはよろしかるべきか、てえり。もつともしかるべし。

よつて、院、この日は十座仁王講あり。明日結願すべし、てえり。

永久年間 (一一一五~一一一八)

この頃、源仲正、足柄と横走を詠む。

畷 夫木和歌抄(1) 卷三十六 雑部十八 旅 家集  
旅歌中 一六九四六

いかにせんすぐぢはゆかであしがらや よこはしりする人のこころを

(1)勝間田(藤原)長清による私撰和歌集。三十六卷。延慶三年頃の成立。この歌の詠者源仲正は、多田源氏の出身。『中右記』元永元年二月五日条に下総守と見え、この時に足柄峠を通過したと考えられる。

久安五年 己巳(一一四九)

この頃、富士上人、富士山頂に大日寺を建立する。

壺 本朝世紀 久安五年四月十六日丁卯条

十六日丁卯、近日、於一院有(1)如法大般若經一部書写事、  
卿士大夫男女素繙多營々、此事是則駿河国有一上人、号  
富士上人、其名称末代、攀登富士山、已及数百度、山頂  
構仏閣、号之大日寺、(4)

近日、一院において如法大般若經一部を書写するの事  
あり。卿・士大夫・男女素繙(2)、多くこれを営む。この  
こと、これすなわち駿河国に一上人あり。富士上人と  
号す。その名は末代と称す。富士山に攀登(3)すること、  
すでに数百度に及び、山頂に仏閣を構え、これを大日  
寺と号す。

(1)鳥羽院。(2)僧侶と俗人。(3)『本朝世紀』同年五月条  
には、富士上人が献上した料紙で鳥羽院に如法經を写経して  
もらい、富士山に埋納したとある。『本朝文集』には「鳥羽  
天皇写大般若経発願文写」がみえる。(4)山頂の仏閣の位置  
は不明だが、昭和初期に富士山頂の三島が嶽の南側から「承  
久」の墨書を有する経筒が発見されている。

治承三年 己亥(一一七九)

正月十二日、平清盛、富士に行く計画を延期する。

矣 山槐(1)記 治承三年正月十二日辛未条

辛未、昨夜被定次第之日次、明日入道大相国難可被参駿  
河富士、延引了、三位中将(2)知盛、為代官、明晓可被進発者、  
後聞、三位中将又被止畢云々、

昨夜、次第の日次を定めらる。明日、入道大相国、駿  
河の富士に参らるべしといえども、延引(3)了んぬ。三  
位中将(4)知盛、代官として明晓進発せらるべし、てえり。  
後に聞く、三位中将もまた止められ畢(5)んぬと云々。

(1)内大臣中山忠親の日記。建久五年以後の成立。仁平元年  
から建久五年までの四十四年間の記述。(2)平清盛(元永元  
養和元)。駿河国は当時三男宗盛の知行国。

これより以前、伊豆国の伊東へ移動した武士たちのうちに、竹下孫八、合沢弥五郎の名が見える。

毛 曾我物語<sup>(1)</sup> 卷一 佐殿、伊東の館にまします事

相模国には、大庭が舍弟三郎・俣野五郎・さこしの十郎・山内滝口太郎・おなじく三郎・海老名源八・荻野五郎、駿河国には、竹下孫八・合沢弥五郎・吉川・船越・入江の人々、伊豆国には、北条四郎・おなじく三郎・天野藤内・狩野工藤五をはじめとして、むねとの人々五百人、伊豆の伊東へぞうりつける、

(1)伝記物語。十巻または十二巻。口承伝承をもとに鎌倉時代末から南北朝にかけて成立。作者不詳。建久四年五月、富士の裾野でおこった曾我兄弟による工藤祐経仇討ち事件をもとに構成された物語。(2)現在の小山町竹之下を本拠とする武士か。「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)に頼惟ははじめ「竹下孫八惟正」を名乗ったとあり、「大森葛山系図」(同三号)は惟重が「竹ノ下孫八郎」を名乗ったとある。さらに、

「竹之下藍沢系図」(『小山町史』第一巻所収)には、頼忠が「竹之下孫八左衛門」を称している。(3)現在の御殿場市付近を本拠とする武士か。地名としては、『吾妻鏡』文治元年二月十六日条に「藍沢原」(八一号)、建久四年三月十五日条に「藍沢之屋形」(九四号)がみえる。「大森葛山系図」(別冊系図集三号)に「鮎沢四郎大失惟直」、『吾妻鏡』文治元年十月九日条には「藍沢二郎」(八三号)、建長二年三月一日条には「鮎沢六郎」の人名がみえる。(4)吉川・船越・入江はいずれも現在の清水市内の地名。(5)北条時政。

相撲の勝負を競った武士たちのうちに、合沢弥五郎・弥七、葛山又七、竹下孫八の名が見える。

丙 曾我物語 卷一 おなじく相模の事

秀貞がわかざかり、鷹狩、川狩のかへり足には、力業、相撲がげこそ、おもしろけれ、わかき人々、相撲とりたまへ、見てあそばん、見物には、上やあるべき、といひければ、伊豆国の住人、三島入道将監、いだけだかになりて、石ころばかしの滝口殿と合沢弥五郎殿、いでてと



りたまへ、これこそ、あひごろの力ときけ、さもあらば、  
 入道いでて、行司にたたん、といふ、滝口きゝて、坂東  
 八か国に、つよき者はなきか、かほどの小男に、相手に  
 さゝるゝは、馬の上、かちだちなりとも、脇にはさみた  
 ゝむに、はたらかさじ、といひければ、弥五郎きゝて、  
 伊豆・駿河・武蔵・相模に、つよき物はなきか、滝口が  
 せいと力をうらやむは、下藹のところにこそ、器量によ  
 りて、荷をばもて、侍は、せいちいさく、力はよわけれ  
 ども、鎧一領にしかるる者なし、弓をしはり、矢かきお  
 ひ、よき馬にうちのりて、戦場にかけいでて、思ふ敵に  
 ひつくみて、両馬が間におちかさなり、胆まさりて、腰  
 の刀をぬき、下にふしなから、大の男をひつかけ、草摺  
 をたゝみあげ、急所を隙なくさして、はねかへし、をさ  
 へて、首をとる時は、大の男も、ものならずと、あざわ  
 らひてぞ申ける、滝口、たまらぬ男にて、首をとるか、  
 とらるか、力は、外にもあらばこそ、いざや、老の御  
 肴に、力くらべの腕相撲一番といふまゝに、座敷をたち、

直垂をぬぎ、何程のこの候べき、しや肋骨二・三枚つ  
 かみやぶりて、すつべきものをとて、つつといでけり、  
 弥五郎も、こゝろへにり、物ゝし、力拳のこらへん  
 程は、命こそかぎりよといひ、座敷をたつ、一座の人々、  
 これを見て、あはや、事こそいできぬと見る程に、ちか  
 くにありける合沢、申やう、あまりはやし、滝口殿、相  
 撲は、小童・冠者ばらに、まづとらせて、とりあげたる  
 こそ、おもしろけれ、おとなげなし、滝口殿、とどまり  
 給へ、とひきすへたり、吉川、これを見て、弥五郎殿も、  
 まづおさへよ、合沢が弟の弥七殿に、いでよといふ、す  
 こし辞退にをよびしを、船越ひきたてて、たづなとりか  
 へ、いだしけり、年にをきては、十五なり、(中略)兄の  
 弥五郎、第二人をまかして、やすからずにおもひ、袴の  
 腰、とくをおそしとひききり、たづな二筋ゑりあわせ、  
 つよくおさめ、はしりいで、ちかゝとさしあひて、力  
 ひきて見れば、大の男が、ふんばりて、すこしもうごか  
 ざれば、一定、われもまけぬべし、まかとや、相撲は、

力によらず、手にたまされば、みぎわまさりの相手をうづものをとおもひだして、合沢、右の拳をにぎりかため、滝口、鬢びんのはづれ、きれてのけと、うちければ、滝口、うたれて、左右の拳をうちかへす、その後、まけじ、おとらじと、手をはなちて、はりあひける、今は、相撲はとらで、ひとへに当座の口論とぞ見えける。両方、さへむとする所に、弥五郎、隙なく、つつと入、滝口が小股をかいて、はなじろにおしすゑたり、いきおひし滝口、あゑなくまけしかば、しばらく相撲ぞなかりける。弥五郎は、広言しつる滝口にわちて、百千番のまけも物ならず、これにかつこそうれしけれ、何者なりともと思ふ所に、葛山かづらやま又七(2)いでて、手にもたまらずまけて後、竟究くつじようの相撲五番までかちて、たちたる有様は、勢あまりてぞ見えける、こゝに、相模国の住人、柳下小六郎いでて、合沢弥五郎をはじめとして、よき相撲六番かつ、駿河国住人、竹下孫八出(3)で、小六をはじめとして、よき相撲九番うつて、いらんとする所に、大庭おおはが舍弟しやていの俣野またの五郎

いでて、孫八をはじめとして、よき相撲十番うちければ、いでてとらんといふ者なし、

(1)前号参照。(2)「葛山家譜」(別冊系図集四号)には惟長の別名を「葛山又七郎」とする。(3)前号参照。